

山 監 査 第 1 4 9 号

平成 29 年（2017 年）10 月 25 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山根 雅敏

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成 29 年 10 月 25 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

市民生活部

市民生活課、石丸総合館、市民課、公園通出張所、厚陽出張所、生活安全課、環境課、環境調査センター、環境事業課、環境衛生センター、小野田浄化センター、南支所及び埴生支所、

3 監査の期間

平成 29 年 9 月 28 日から平成 29 年 10 月 16 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 29 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) その他について

ア 墓地の使用に関して、使用許可申請の内容と現在の状況が、適正に使用しているとは言いがたいものがある。今後の対応について協議・検討されたい。
【環境課】

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について疑義がある。関係部署と協議、調整等を行い、適切な処理をされたい。
【環境事業課】